

## 鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱（令和6年3月28日告示第121号）

最終改正:

改正内容:令和6年3月28日告示第121号 [令和6年4月1日]

## ○鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱

令和6年3月28日告示第121号

## 鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会設置要綱

(設置)

第1条 鴻巣市コウノトリの生息域内保全実施計画(以下「実施計画」という。)の推進に当たり、関係者から意見を聴くため、鴻巣市コウノトリの里づくり連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) コウノトリの放鳥による地域社会への影響及び課題の対応に関すること。
- (2) 環境教育及び環境学習の推進に関すること。
- (3) コウノトリをシンボルとした地域活性化に関すること。
- (4) その他実施計画を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、次に掲げる団体等から選出された者をもって構成する。

- (1) 一般財団法人鴻巣市観光協会
- (2) 鴻巣市商工会
- (3) さいたま農業協同組合
- (4) 鴻巣市自治会連合会
- (5) 特定非営利活動法人鴻巣こうのとりを育む会
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 連絡会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

2 会議の司会進行は、鴻巣市コウノトリ野生復帰センター所長(以下「センター長」という。)が行う。ただし、センター長が出席できないときは、あらかじめセンター長が指名する者が行う。

(意見の聴取)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。